

12月は国民健康保険制度(国保)の適用適正化月間です

国保は、74歳までの人で、社会保険（健康保険、共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者、生活保護受給者を除く、すべての人が加入する制度です。

国保資格の適正な適用について、ご協力をお願いします。

国保に加入する必要がある人

- 74歳までの社会保険（健康保険、共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者、生活保護受給者を除く人
- 出生した人
- 職場の健康保険などの資格を喪失した人および被扶養者の資格を喪失した人
- 生活保護法による保護を廃止された人

手続きに必要なもの
国保に加入するとき
・健康保険を脱退した証明書 (資格喪失証明書) ・印鑑
国保から脱退するとき
・社会保険被保険者証または社会保険資格証明書 ・国保被保険者証 ・印鑑

届け出は忘れずに

資格の取得や喪失をした場合、14日以内に届け出をしてください。もし、届け出が遅れた場合、次のようなことになるかもしれません。

ケース1
1年前に会社を退職し、社会保険を喪失したが、国保加入の手続きをしていない。
国保は、社会保険の資格喪失日までさかのぼって加入となります。国保もその時点までさかのぼって課税されます。この場合は、1年間分の国保が課税されます。早めに手続きをしましょう。

ケース2
半年前に会社に就職し、社会保険に加入したが、国保脱退手続きをしていない。
国保の資格喪失の手続きが必要です。届け出をしないと、国保税が課税されてしまう。

申告を忘れずに

国保に加入している人は、所得の申告が必要です。申告しないと、国保税の軽減が受けられなかつたり、医療費の限度額認定申請時の判定が正しくできなくなります。申告していない人は、税務課までご相談ください。

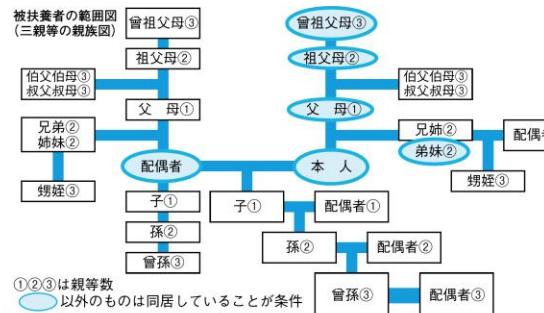
お確かめください

社会保険の被扶養者になれる場合があります
同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。次の要件に心当たりがある人は、扶養認定ができるかどうか、お勤め先に相談してください。

被扶養者の年収の目安

- ①年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること
 - ②60歳以上または一定の障がい者の場合は、180万円未満であること
- ※給与や年金、失業保険などすべての収入が対象となります。

▼問合せ先
住民課 国民健康保険係
☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線117)



被扶養者の要件と範囲

たままで、社会保険料と両方を納めている状態になってしまいます。この場合、国保税と社会保険料の6ヶ月分の両方を納めている可能性があります。忘れない手続きをしましょう。

がん検診無料クーポン券のご利用はお済みですか？

クーポン券を紛失された場合

再発行の手続きができますので、健康福祉課へお越しください。

▼再発行時に持参するもの

印鑑、身分証明書

平成27年4月21日以降に須恵町に転入された場合

前住所地で発行された無料クーポン券をお持ちで、須恵町の無料クーポン券発行対象年齢の人に須恵町の無料クーポン券を発行しますので、健康福祉課までお越しください。

なお、無料クーポン券発行対象者については、下記の表をご覧ください。
※前住所地で無料クーポン券を発行されている、須恵町の対象者に該当しない場合は、

とも、須恵町の対象者に該当しない場合は、

※前住所地で無料クーポン券を発行されている、須恵町ホームページをご覧ください。

詳しく述べて受診して下さい。詳しく述べて受診して下さい。詳しく述べて受診して下さい。

詳しく述べて受診して下さい。詳しく述べて受診して下さい。詳しく述べて受診して下さい。

▼持参するもの

前住所地のクーポン券、印鑑、身分証明書

※切り取らずにお持ちください。

・本人確認ができるもの

(免許証や保険証など)

▼問合せ先

健康福祉課

☎ 932-1151 (内線153)

平成27年度無料クーポン券対象者（年齢は平成27年4月1日現在）

《初めて須恵町がん検診無料クーポン券の配布を受けた人》

検診の種類	年齢	生年月日
大腸がん (男性・女性)	40歳	昭和49（1974）年4月2日～昭和50（1975）年4月1日
	45歳	昭和44（1969）年4月2日～昭和45（1970）年4月1日
	50歳	昭和39（1964）年4月2日～昭和40（1965）年4月1日
	55歳	昭和34（1959）年4月2日～昭和35（1960）年4月1日
	60歳	昭和29（1954）年4月2日～昭和30（1955）年4月1日
子宮頸がん（女性）	20歳	平成6（1994）年4月2日～平成7（1995）年4月1日
乳がん（女性）	40歳	昭和49（1974）年4月2日～昭和50（1975）年4月1日

《平成25年度に無料クーポン券の配布を受けたが、平成22～26年度に須恵町のがん検診を受診していない人》

検診の種類	年齢	生年月日
子宮頸がん (女性)	22歳	平成4（1992）年4月2日～平成5（1993）年4月1日
	27歳	昭和62（1987）年4月2日～昭和63（1988）年4月1日
	32歳	昭和57（1982）年4月2日～昭和58（1983）年4月1日
	37歳	昭和52（1977）年4月2日～昭和53（1978）年4月1日
乳がん (女性)	42歳	昭和47（1972）年4月2日～昭和48（1973）年4月1日
	47歳	昭和42（1967）年4月2日～昭和43（1968）年4月1日
	52歳	昭和37（1962）年4月2日～昭和38（1963）年4月1日
	57歳	昭和32（1957）年4月2日～昭和33（1958）年4月1日